



北陸原告団総会開催・新共同代表選出

総会結果報告と基本合意 10 周年を迎えてのご挨拶

総会は、WEB会議(8月1日開催)と書面決議の併用により開催いたしました。残念ながら定足数を満たさず、当日の総会は成立しなかったため、そのまま「協議会」として開催し、役員改選、原告団規約・細則、会計規約の改正等をご提案しました。後日、定足数を満たす委任状等が届きましたので、役員世話人会で話し合い、暫定的に全ての議決を可決した扱いとして今年度は運営し、来年度の総会で改めて可決することにしました。皆様には本年度も原告団活動へのご理解とご協力のほど、よろしくお願い致します。

基本合意10年。被害救済の要件、感染拡大の「真相究明」や私達肝炎患者が安心して暮らせるための「恒久対策」の実施等について国と「基本合意」を締結してから10年が経ちました。この「基本合意」によって救済の要件が明確化したことで、国との和解が迅速に進み始めました。最初の裁判は約17年かかったことに比べると画期的な成果でした。また、この10年、全国の原告・弁護士が手探りでより良い社会作りの為に活動を続けてきました。私自身も子育て、仕事、原告団活動にがむしゃらに取り組み、涙と笑顔の10年でした。これからも皆様との繋がりを持ち続け、一度の人生なので人生を楽しむための趣味を見つけ、心に余裕を持って原告団活動に邁進していきます。



【 共同代表 川上 ゆきえ 】

新共同代表ご挨拶



この度、共同代表という重責を仰せつかりました原告番号 47 番、袋井隆光と申します。

平成 25 年、軽度肝硬変で国と和解しました。

私たちは、集団予防接種での注射器の使い回しによって、B 型肝炎ウイルスに感染してしまい、その被害者は推計 40 万人にもものぼります。なぜ国は、40 年もの長きに渡り、注射器の使い回しを放置してきたのでしょうか。

現在の医学では、B 型肝炎ウイルスを肝臓から排除する治療方法はまだありません。つまり、生きていた間、検査や治療を受け続ける必要があります。また、いつ悪化するかも知れない心配と背中合わせにあります。

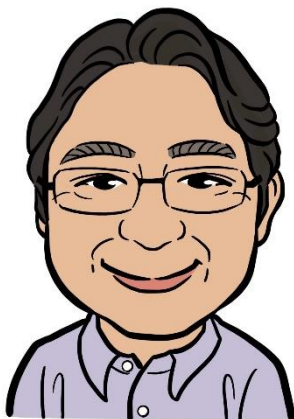
B 型肝炎が原因で患者の 4～5 人に 1 人が「嫌な思い」をしています。

まだ、社会では病気のことが正しく理解されていません。

このように、私たちは背負わなくてもいい荷物をたくさん背負って、生きています。

基本合意から今年で 10 年。みなさんの荷物が少しでも軽くなるよう、がんばりましょう！

【 共同代表 袋井 隆光 】



基本合意締結 10 周年を迎えて 全国各地代表コメント

全国原告団代表 田中 義信

私達 B 型肝炎原告団は『基本合意』から 10 周年となります。今後も、全国の原告団が一致して、長く苦しんでいる被害者を救済する除斥課題、全国どこでも最善の治療が受けられる医療の均てん化課題などに取り組みましょう！

山陰原告団代表

山本 雅和

お互いの思いやりを肌で感じ、支え合える大切な仲間が増えました。心を繋ぎ、頑張りましょう！

北陸原告団代表

川上 ゆきえ

原告の仲間のおかげで元気に前向きな生き方になりました。笑顔で活動を続けます！

全国会計 小川 ルリ子

あれから 10 年、大切な仲間たちに支えられここまで活動を続けてこられた事に感謝。これからも大切な仲間の思いを繋げ、紡いでいきたい。

九州原告団代表

松田 実

全国の仲間の知恵を借りて、私たちの目指す未来に向けて笑顔で進んでいきたいと思ひます。

名古屋原告団代表

三木 裕之

私たち若さと熱気・ヤル気で意気衝天！コロナの今こそ、全国一丸となりましょう！

広島原告団代表

小野 眞紗子

私の心の安定剤は原告の皆様です。気軽に話し合える会を目指しています。

大阪原告団代表 横山 功一

原告 1 人 1 人の力は小さくても、皆で活動することで社会を変えることができます！共に頑張りましょう！

【これまでの歩み(年表)】全国、北陸原告団・弁護団の主な動き

※ 黒字: 全国原告団・弁護団関係、赤字: 北陸原告団・弁護団関係

1989 年 5 人の原告が札幌地裁で提訴。
その後、17 年にも及ぶ長い長い裁判が続く。
一審札幌地裁は全面敗訴。二審札幌高裁は 3 名勝訴、2 名敗訴。原告と弁護士は心が折れそうになりながら諦めることなく戦いを続ける。

2006 年 最高裁が国の責任を全面的に認め 5 名全員勝訴の逆転判決。原告以外の被害者を救済するよう国に求めるが、国は原告以外の責任を認めず。

2008 年 全ての被害者に対する救済を求め全国各地の裁判所で提訴開始 **【全国 B 型肝炎訴訟開始】**

2009 年 6 月 16 日 金沢地方裁判所に第 1 次提訴
(富山 1 名、石川 2 名、福井 1 名の合計 4 名)

2009 年 9 月 7 日 金沢地裁第 1 回口頭弁論期日

2009 年 「もう待てない！B 型肝炎訴訟最高裁判決勝利・3 周年集会」を開催

2010 年 7 月 7 日 北陸原告団設立総会を開催
(原告団設立時の原告数は 8 名)

2010 年 すべての B 型肝炎被害者に対する謝罪と解決の政治決断を求める。「真冬の座り込み宣言」と称して、真冬の日比谷公園で徹夜の座り込み。
北陸原告団も原告団長(当時)が座り込みに参加
※法廷での闘いだけでなく、国会議員・政党への要請、街頭での呼びかけなど、広く粘り強い活動によって様々な成果を獲得。

2011 年 1 月 札幌地裁が国に和解内容を勧告する「所見」を示す

2011 年 6 月 28 日 国と原告団・弁護団が「基本合意」
首相が国を代表して謝罪

2012 年 1 月 13 日 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法成立

2012 年 5 月 基本合意に基づき政府に「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」設置。原告・弁護士参加。

2013 年 6 月 同検討会が「研究報告書」及び「提言」を公表

北陸原告団 初代代表 ヒガシ

北陸原告団は4名からスタートしました。当時の代表としてメディア対応等も行いました。2代目の岡村さんは顔も出して対応され、現代表の川上さんも様々な活動をされ、多くの人のために尽力されています。心から感謝申し上げます。これからもぜひ、頑張ってください。

北陸原告団 2代目代表 岡村 浩一

私が代表をしていた時は東京への出張が多く、特に厚労省前での宣伝活動、衆参議員会館の国会議員への陳情等。忘れられないのは基本合意を受けて、首相官邸で菅総理（当時）と握手をしてきた事です。原告団の目標とするところが変わっておりますが、原告一人一人が自分は何ができるかを考えて頂き、益々活発な北陸原告団になって頂ければと思います。

新潟原告団代表 神田 光廣

各地原告団はそれぞれの課題がありますが、お互い垣根を越えて知恵を出し合い、協力していきましょう！

静岡原告団代表

橋本 和昭

少しでも提訴、和解出来る人を増やす努力をします。頑張りましょう！

東京原告団代表 鈴木 和彦

4300万人の首都圏で、未提訴者を掘起こし、患者と原告一体で肝炎対策を確実に前進させ、創薬実現を目指します！

北海道原告団共同代表

清本 太一

取り返しがつかぬ過去の被害をより良い社会になる様に未来に繋がるように皆様と共に歩みたいと思います。

東北原告団代表 平井 邦雅

偶然出会った仲間たち、いつも仲間たちに助けられた。10年先は笑顔であふれています。

2012年7月11日 基本合意に基づく第1回厚生労働大臣協議。以後毎年、大臣協議を実施

2014年3月12日 オールジャパン肝炎サポート大集会開催。「肝硬変・肝がん患者支援100万人国会請願署名運動」

2014年9月21日 オレンジ通信発刊
(北陸原告団・弁護団ニュース)

2015年2月21日 オール北陸肝炎サポート大集会開催

2015年7月6日 患者講義北陸初実施。以後、国公立大学医学部、医療系短期大学・専門学校や高校等で多数実施(述べ30回)。

2015年9月25日 参議院が肝硬変・肝がん患者支援請願署名を全会一致で初採択

2016年3月1日 富山地裁に第1次提訴(原告11名)

2016年4月 宝達志水町(石川県)で予防接種時の注射針の連続使用事故が発生。原告団・弁護団で原因究明と再発防止を申入れ。

2016年6月1日 衆参両院にて肝硬変・肝がん患者支援請願署名採択

2017年9月 「肝炎患者支援ハンドブック」発行・配布

2017年12月11日 除斥問題・福岡地裁全面勝訴判決
その後、福岡高裁で全面敗訴

2018年12月 肝硬変・肝がん患者医療費助成制度開始

2019年7月27日 シンポジウム「感染対策と偏見差別の防止を考える」を富山で開催

2020年7月 「肝炎患者支援ハンドブック」2020年版発行・配布、「B型肝炎ほっとダイヤル」開設

2021年4月26日 除斥問題・最高裁で逆転勝訴判決

2021年6月28日 基本合意締結10周年

基本合意 10 周年企画・全国一斉電話相談を実施！

全国弁護士は、6月28日、基本合意 10 周年企画として全国一斉無料電話相談を実施しました。

北陸でも多数の電話相談をお受けし、合計21名(富山県 3 名、石川県 17 名、福井県 1 名)の方々に資料をご送付いたしました。原告となる可能性がある方々です。皆様も経験されたと思いますが、弁護士からの書類は緊張しますよね。

私は、今回広報活動で 4 社の新聞社(北國新聞、中日新聞、朝日新聞、毎日新聞)から取材を受けました。大きく報道していただき、被害者救済につながることができました。実は、記者との面談は仕事の昼休憩 1 時間を削って、1 週間続けました。4 名の記者が日替わり、連日事務所に駆けつけてくださり、原告団活動や被害者救済への想いを聞いてくださいました。



私は、記者に対し、

- ① B 型肝炎ウイルスの感染者は、被害者である可能性が高い。
- ② 原告団活動を理解していただきたい。
- ③ 病気やウイルスに関する正しい知識を持ち、理解をしていただきたい。(差別・偏見のない社会)ということを知って欲しいとお願いし、その想いを大きく記事にしてくださいました。

被害者救済にもつながり、社会のみなさまにも私の想いが伝わり、とても達成感がありました。

このような活動に興味がある方は、ぜひ担当弁護士を通じてご連絡ください。お待ちしております！

【 共同代表 川上 ゆきえ 】

NO.14

我らの！弁護士のご紹介

弁護士 村上昌寛 よつば法律事務所(福井県)

我らの弁護士のご紹介をいたします。
弁護士の意外な一面を知ってより一層親しみをもっていたいただければと思います。



北陸弁護士での役割は？… オレンジ通信編集チーム

好きな食べ物は？… やきとり

趣味は？… ロードバイクに乗ること

今までで 1 番嬉しかったことは？… 司法試験に受かったときです。長いトンネルを抜けた解放感が大きかったです。

一目惚れをしたことは？… ありません。

弁護士になろうと思った理由は？… 学生時代に甲山事件という冤罪事件の当事者の講演を聞いて関心を持ちました。

最後に一言… 今後ともよろしくお願ひいたします。

B 型肝炎北陸弁護士ホームページ

B 肝 北陸弁護士



<http://bkan-hokuriku.info>



B 型肝炎訴訟北陸弁護士ホームページ (<https://bkan-hokuriku.info/>) では、B 型肝炎訴訟についての情報や北陸訴訟の進行についての最新情報を掲載しています。また、原告団活動や行事など、原告団の皆様や B 型肝炎患者の皆様役に役立つ情報も発信していきますので、是非、ご確認ください！

厚生労働大臣協議を行いました！

原告団・弁護団は、国との基本合意に基づき、毎年 1 回、厚生労働大臣と直接協議を行っています。10 回目となる今年も、2021 年 8 月 30 日に協議を行いました。今年も昨年に引き続きコロナ対策の関係で、田中全国原告団代表等 4 名が厚労省、14 名が WEB 配信により大臣協議を行い、88 名の全国の原告・弁護士が Web 配信により傍聴するという形式で行われました。

今年は主に、以下の①～③の点について要求・協議が行われました。

- ① 居住地に関わらず均一で充実した医療提供体制の確保（医療の均てん化）
- ② 歯科において医科と遜色のない標準予防策の徹底
- ③ 医学系の専門教育機関のモデルコアカリキュラムへの B 型肝炎被害及びその教訓の明記



田村厚生労働大臣(左)と田中全国原告団代表

各要求・協議項目について、全国の原告から実体験を踏まえた提案理由の説明が行われ、それに応答する形で大臣からの回答がなされました。その概要は次のとおりです。

①については、拠点病院連絡協議会で議論し、全国どこにいても同様の治療が受けられるよう対応を進めていきたいとの前向きな回答がありました。

②については、歯科診療の現場で標準予防策の 100%実施に対する事実上の障害がないか検証を行っていくとの回答があり、また歯科医師が受ける義務的研修において原告団・弁護団が作成した歯科パンフを活用することについて検討するとの回答がありました。

③のモデルコアカリキュラムとは医学生、歯学生等の卒業時の到達目標を示したもので、モデルコアカリキュラムの改定は文部科学省の所管ですが、大臣は医療従事者が医療教育の段階から B 型肝炎被害とその教訓を学ぶことは重要なことであると発言し、厚生労働省から文部科学省に対して文書でモデルコアカリキュラムへの明記について検討していただくよう伝えていきたいとの回答がありました。

今年の大臣協議では、特に①と③については、これまでの協議から一歩踏み込んだ回答が得られたと思います。これも原告団・弁護団が国との基本合意成立から恒久対策、真相究明・再発防止、教育啓発の活動を続けてきたことによる成果だと思えます。要求の実現に向けて、今後もみなさまのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

【 北陸弁護団事務局長 渡邊 智美 】

給付金の請求期限が延長されました！

B 型肝炎ウイルス感染者に対する給付金の請求期限は、「特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」に基づき、2022(令和 4)年 1 月 12 日までとされていました。

しかし、推計約 45 万人とされる救済対象者のうち、2020 年 10 月末時点での提訴者は約 8 万 2000 人と、救済はまだ進んでいない現状を踏まえ、今般、特措法が改正され、請求期限が 2027(令和 9)年 3 月 31 日までとなりました。

我々原告団・弁護団は、これからも、すべての B 型肝炎ウイルス感染者の救済に向け、活動を続けていきます。

【 弁護士 中澤 彰孝 】

今後の主なスケジュール



【 裁判期日 】

金沢地裁

日 時：次回 11 月 26 日(金)午後 1 時半～
次々回 2022 年 2 月 25 日(金)午後 1 時半～
場 所：金沢地方裁判所 202 号法廷

富山地裁

日 時：次回 10 月 11 日(月)午後 1 時半～
次々回 2022 年 1 月 17 日(月)午後 1 時半～
場 所：富山地方裁判所

※いずれの裁判所についても、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、傍聴者の人数が制限されるなどの措置が取られており、今後、期日が取り消されることもあり得ます。

そのため、傍聴を希望される場合には、事前に担当弁護士など弁護団にご連絡をお願いいたします。

その他の予定

【全国の予定】

●10 月 30 日(土)14:00～15:30
基本合意 10 周年記念企画 (@ZOOM 配信)
※詳細は別途ご案内

■B 型肝炎訴訟の提訴者数・和解者数

(2021 (令和 3) 年 9 月 6 日現在)

【全国】提訴者数 33316 人
(被害者数 30320 人)
和解者数 28926 人
(被害者数 25923 人)

【北陸】提訴者数 875 人
(被害者数 785 人)
和解者数 714 人
(被害者数 622 人)



患者講義 ～語り手になってみませんか～

北陸 3 県の高校、専門学校、大学等で患者講義を実施しています。私たちの被害は、「歴史的事実」として中学校、高校の教科書に掲載され始めており、二度と同じ過ちを繰り返さない社会を作るためには、患者自身が被害を語り続ける必要があります。まずは傍聴から。



～患者講義を実施した専門学校の先生から感想～

「正しい知識と正しい判断を。そして、患者の目を見て語る。」

医療従事者として当たり前のことですが、身が引き締まる思いで拝聴しました。心からの言葉は、しっかり伝わりました。今度は、私達が心から伝え、行動していかなければなりません。



編集後記



有名な富山ブラックラーメンの袋麺を初めて食べました。見た目と違いあっさりしていました。コロナ落ち着いたら本場の味を味わいます！

【川上】

乱視と老眼で見えにくくなり、ついに眼鏡を作りました。運転用と仕事用、特に運転には眼鏡がかかせなくなりました。安全運転を心がけます。

【藤田】

基本合意 10 周年。基本合意前から弁護団で活動していましたが、これほど大きな運動になるとは思っていませんでした。闘い続けた先人がいるから、今がある。10 周年で改めて肝に銘じます。【西山】

子どもが通っている保育園でクラスターが発生しました。幸い児童の感染はありませんでしたが、2 週間休園となり、家で子どもの面倒をみました。【村上】

事務所近くのスーパーの池に住み着いていたカルガモの親子が、ひと月ほど前に巣立ちました。気が滅入りがちなこのご時世、ちょっとした癒やしを与えてもらいました。【中澤】